

令和6年3月8日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和6年3月8日（金）午後2時 田辺市文化交流センターたなべる 2階 大会議室

農業委員数19名

出席者19名

1番 山崎 清弘 2番 田中 輝勇 3番 鈴木 一弘 4番 中嶋 正行
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 谷本 喜久 8番 谷口 浩司
9番 坂本 隆英 10番 瀧川 裕司 11番 岡 潔 12番 玉置 伸
13番 上森 力 14番 山本 敏夫 15番 高田 幸安 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 平男 19番 峯園 五郎

欠席者

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 松平忠敏 事務員 近藤祐斗

会議録署名委員 6番 更井 寛司 19番 峯園 五郎

議 長

皆さんこんにちは、寒さ、暑さも彼岸までという風に言われておまして、昔はこうした季節感があったように思うんですけども、この頃は寒くなったり、暑くなったりということで、体調の管理も大変だと思います。今年の梅なんですけども、年末にちょっとつぼみが膨らんできたなあという感じの時に見て回ったんですけど、例年よりもちょっとつぼみの数は少ないけどまあまあかなと、その時は思ったんです。それから、花が咲いて、散ったときに、本来だったら、がくは落ちないんですけど、花が散ると一緒にがくが落ちてしまって、だいぶ少ないな、とそのときに思いました。3日、4日経って、1回目の梅の消毒をしたんですけども、その時に畑の全部の枝を見たら、生ってないところが多いんです。これは大変やなということで、近所の方とかにいろいろ話を聞くと、かなり少ないという感じで、まあ、小粒南高とか、小梅とかはあんまりないんで分からないんですけども、南高はかなり、毎年うまく生ってる木でも、本当に全くないとか、数少ない、ぽつぽつとしかない状態で、私の家に限って言えば、例年にない大凶作というようなことで、このことが、温暖化の影響なのかもしれませんが、2月、3月頃、風も強風が吹く、あるいは、受粉も、低温が続いたんで、受粉ができてないのかなあとか、いろいろ考えておるんですけども、そのことが、他の作物に影響がないように祈るばかりでございます。今日の委員会の審議終了後に、皆さん方に事前にお渡ししております、地域計画の説明文、アンケートの様式について、何回か事務局と調整をしました。終了後に時間を設けますので、その時にご意見を賜りたいと思います。それで、ある程度決まれば、その方向で次の段階へ進んでいきたい、この様に思っておりますので、よろしくお願ひします。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定及び変更について、並びに所有権移転についての申出がありますので、併せて事務局から説明をお願いします。

農振課 山崎

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、594㎡、他1筆、合計1,319㎡、

貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和6年2月15日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、242㎡、他2筆、合計1,474㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和6年2月19日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、876㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和6年2月13日です。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,554㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,074㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間18,000円、口座払い、期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,234㎡、他2筆、合計5,144㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、全体で年間30,000円、持参払い、期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,377㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10,000円、持参払い、期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、3,791㎡、他3筆、合計6,534㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅・中晩柑、全体で年間80,000円、持参払い、期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、673㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10,000円、持参払い、期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,300㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,967㎡、他1筆、合計5,619㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日の更新です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、996㎡、他1筆、合計2,316㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、〇〇〇〇が年間20,000円、〇〇〇〇が年間50,000円、持参払い、期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日の更新です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、837㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日の更新です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、922㎡、他3筆、合計4,806㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、〇〇〇、〇〇〇〇（持分2分の1）、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間100,000円、持参払い、期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の更新です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、7

0.5㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間30,000円、持参払い、期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日の更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,487㎡、他1筆、合計2,053㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和6年4月1日から令和9年3月31日の更新です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、674㎡、他4筆、合計2,706㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のさつまいも、期間は令和6年4月1日から令和12年3月31日の更新です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、488㎡、他1筆、合計969㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日の更新です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、743㎡、他1筆、合計1,118㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日の更新です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、730㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日の更新です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、6,942㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の更新です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、430㎡、他7筆、合計6,802㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日の更新です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,768㎡、他4筆、合計2,943㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年4月1日から令和10年9月30日の新規です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、846㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年4月1日から令和10年9月30日の新規です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、495㎡、他1筆、合計957㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅・花木、期間は令和6年4月1日から令和16年1月31日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、808㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和6年4月1日から令和12年3月31日の新規です。合計23件、52筆、58,813㎡、貸し手22名、借り手14名です。続きまして利用権の変更について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、882㎡、他4筆、合計1,876㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成29年1月1日から令和8年12月31日の新規でしたが、借り手が〇〇〇〇から〇〇〇、〇〇〇〇に変更となります。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、2,074㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成30年9月1日から令和10年8月31日の新規でしたが、借り手が〇〇〇〇から〇〇〇、〇〇〇〇に変更となります。3番、〇〇〇字

〇〇〇〇、田、1、311㎡、貸し手は〇〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は令和4年5月1日から令和14年4月30日の新規でしたが、借り手が〇〇〇〇から〇〇〇〇、〇〇〇〇に変更となります。続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1、032㎡、譲渡人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、利用目的は水稻、対価は100万円、支払方法、支払期限は口座払い、令和6年3月25日、所有権移転の時期は令和6年3月25日です。合計1件、1筆、1、032㎡、売り手1名、買い手1名です。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新であるので特に異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、4番について、親戚の土地を預かるということで異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番から7番について、更新で異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番から12番について、すべて更新案件ですので異議ございません。

議 長 はい、13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新でありますので異議ございません。

議 長 はい、15番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。15番から17番について、更新ですので異議ございません。

議 長 はい、18番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これも更新ですので異議ございません。

議 長 はい、19番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。これも更新ですので異議ございません。

議 長 はい、20番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。20番から22番について、借受人の方の住所が〇〇〇〇〇〇になっているのですが、奥さんの実家の〇〇〇〇〇〇を拠点に農業をされています。異議ございません。

議 長 はい、23番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。

議 長 はい、続いて変更の1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借り手の方は地域の有望な若手なので異議ございません。

議 長 はい、変更の2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。水稻を増やしたいということです。異議ございません。

議 長 はい、変更の3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇の方ですけども、〇〇〇〇で野菜作りをされている方です。異議ございません。

議 長 はい、以上26件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転の申出について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2月のあっせんで成立した件ですので異議ございません。

議 長 はい、以上1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。山崎君、ありがとうございます。

(農振課 山崎退席)

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、ございません。全出席でございます。本日の会議録署名委員に、6番更井寛司委員さん、19番峯園五郎委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願いについて、議案第4号農地の形状変更願いについて、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、報告第3号事業計画変更申請（農地法施行規則第53条）についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

近藤 事務員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は594㎡、他1筆、合計1,319㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は531㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は761㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,199㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与

です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は219㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は555㎡、他2筆、合計1,474㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は303㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上7件ついて書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番について、異議ございません。
議 長 はい、3番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長 はい、4番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番、5番について、受人の〇〇さん、〇〇さんが管理されていたものを所有権移転するということで異議ございません。
議 長 はい、6番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長 はい、7番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。異議ございません。
議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請7件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。
松平 係長 4ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,046㎡の内650.08㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は771㎡の内772.04㎡、他2筆、合計1,147㎡の内837.25㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模はモノレール基地・モノレールルートで、No.4モノレール基地、469.97㎡、No.5モノレール基地、821.59㎡、休憩所、6.75㎡、工具小屋、6.75㎡、トイレ2棟、2.16㎡、No.4モノレールルート、180.11㎡、合計1,487.33㎡、着工日、工事期間は許可日より23ヶ月以内、農用地の内外は一時転用となっています。隣接同意は不要です、水利同意はございます。577については農用地区域内にある農地で、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇については山林、ため池に囲まれた小集団の農地の1つである2種農地です。
以上1件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法

第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3月6日に〇〇委員、事務局とともに現地調査を行いました。今回は、5条1件、2条1件、形状変更1件、5条の計画変更が2件です。それでは、5条申請について説明します。申請場所は〇〇〇〇より北へ約500mの位置で、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、山林、里道、西側が山林、南側が田、山林、里道、公衆用道路、北側が山林となっています。隣接農地の同意は全てもらっており、〇〇〇〇水利組合の同意ももらっております。転用理由、選定理由は、送電容量の増加に伴い、鉄塔の増強が必要なため建て替え工事を行うにあたり、資機材搬入のため必要になったためです。23ヶ月間の一時転用を行い、その後は原形復旧を行うものです。転用内容は、鉄塔建替え工事のためのモノレール基地とモノレールルートです。盛土が15cmから100cm。排水等については、雨水は自然浸透とすることのことで、周辺農地には影響はないと思われます。これについては、何ら問題ないと思われます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現調委員の報告のとおりで、異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第5条申請1件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 5ページをお願いします。議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積は384㎡、申請人は〇〇〇〇、〇〇〇〇、申請地は、平成4年頃から隣接の宅地と一体的に駐車場・庭園として利用され、現在に至っています。以上1件、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2条の案件について説明します。申請場所は〇〇〇〇より北西へ約300mにあり、現況は宅地です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、公衆用道路、西側が畑、南側が畑、公衆用道路、北側が宅地となっています。非農地となった経緯、理由について、申請地は、平成4年頃から隣接の宅地（〇〇〇〇）と一体的に駐車場・庭園として利用され現在に至っていますということです。近隣住民及び地元農業委員の証明もあり問題ないと思われます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査の代表委員の説明通りで、異議ございません。

議 長 議案第3号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件、異議なしとのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の形状変更願について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 6ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は722㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅・野菜畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。議案第4号農地の形状変更願について報告を行います。申請場所は〇〇〇〇より南東へ約500mにあり、現況は田です。これに60cmの盛土を行い、梅、野菜を栽培する計画です。隣接状況及び周囲への影響については、周辺は東側、西側、北側はすべて農地、南側は農道と農地となっています。隣接同意は全てもらっており、〇〇〇〇水利組合の同意ももらっております。排水等については、雨水は自然浸透とするとのことで、問題ないと思われます。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現調委員の説明のとおりで異議ございません。

議 長 はい、議案第4号農地の形状変更願1件、異議なしとのこととございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地等売渡あつせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 7ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,675㎡、他1筆、合計2,782㎡、作物はみかん、10アール当たりの収穫量は4,500kg、希望価格は〇〇〇〇が250万円、〇〇〇〇が20万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5,115㎡、他1筆、合計6,671㎡、作物はみかん、10アール当たりの収穫量は600kg、希望価格は450万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は153㎡、他1筆、合計2,453㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は600kg、希望価格は367万9,000円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上3件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの状況説明をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番についてですけども、2筆になってはいますが、隣接していますので、1筆として使えるような畑です。所有者の〇〇さんは、

子供さんはいますが、後継者がいません。そういうことで手放したいということですが、畑の状況ですけれども、モノラックがついています。傾斜の緩やかな段々畑で、北西向け、市道沿いです。現在みかんを作っておりますが、10アール当たり4.5トンということで、樹齢も古いんですけども、収量はかなりあるようです。手入れは行き届いております。次に、2番目の〇〇〇〇の件ですけれども、この2筆は道路を挟んで隣接しているという状況です。スプリンクラー、モノラック、両方ともございます。農地の状況ですけれども、扇形で上に行くほど広がっているような形で、緩い状態です。畑の状態からすれば、かなり、耕作しやすい状態です。南向きの畑でございます。以上です。

議 長
〇〇番 委員

はい、3番。

〇〇番〇〇です。3番の〇〇〇〇の畑ですけれども、〇〇さんは13年前に旦那さんを亡くして、息子さんはおるんですけども、他へ勤めておりました、農業はしないということで、本人さんも畑はこれだけなので、農業を終わりたいということで、あっせんの出がありました。園地の場所は、〇〇〇〇の線路を挟んだ少し急な坂の途中です。坂の途中なんですけども、園地は平地なんで日当たりは良好です。植わっている梅については、約30年ということですが、よく手入れはされております。そういったことで、収量は反当り600kgよりももう少しとれるのではないかと思います。以上です。

議 長
委員 全員
議 長

はい、ありがとうございます。それでは議案第5号農地等売渡あっせん申出3件につきまして、あっせんすることにご異議ございませんか。

異議なし。

ないようですのであっせんすることに致します。それではあっせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員
議 長

異議なし。

それでは1番、2番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんの3名にお願いします。3番は〇〇〇〇の案件ですので、地元の〇〇委員さん、〇〇委員さん、隣接の〇〇委員さんの3名にお願いします。以上、あっせんについて、委員さん方大変ご苦労ですが、よろしくをお願いします。続きまして、議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）について事務局の説明をお願いします。

松平 係長

8ページをお願いします。議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）についてです。この件は令和5年6月に県から許可が下りた〇〇〇〇です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は495㎡、他3筆、合計1,335㎡、当初計画は賃借人〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容はモノレール基地・事務所39.02㎡、会議室40.15㎡、トイレ2棟2.70㎡、資材置場・駐車場1,253.13㎡合計1,335㎡、工事期間は令和5年8月1日から令和6年3月31日までです。変更後の計画は賃借人〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容の変更はございません、工事期間を当初の令和6年3月31日から令和6年7月31日まで延長し、また、〇〇〇〇の組織変更に伴い、賃借人の変更を行うもので

す。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は621㎡の内93.31㎡、当初計画は賃借人〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は資機材搬入路93.31㎡、工事期間は令和5年8月1日から令和6年3月31日までです。変更後の計画は賃借人〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容の変更はございません、工事期間を当初の令和6年3月31日から令和6年7月31日まで延長し、また、〇〇〇〇の組織変更に伴い、賃借人の変更を行うものです。以上2件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）について報告を行います。令和5年6月に、モノレール基地として転用許可を受けた後、工事に取り掛かりましたが、工事を進めていく中で、鉄塔を新設する箇所が想定以上に強固であり、工程の遅れが生じてきているため、工事期間を当初の8ヶ月から12ヶ月に、また、〇〇〇〇の組織変更に伴い、賃借人の変更を行うものであり、計画変更を行うことを認めるのが適当と思われまふ。2番についても同様であります。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現調委員の報告のとおりで異議ございません。

議 長 はい、議案第6号事業計画変更申請（農地法第5条）2件、異議なしのこととでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,147㎡、他1筆、合計7,498㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は令和6年2月14日、価格は500万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それではあっせんの顛末について報告をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2月14日に売渡人の〇〇さん宅にて、私を含めた委員3人と、買受人の〇〇さんとあっせんが成立いたしました。2筆で500万円です。〇〇さんは若く38歳でございます。両親も健在で農業に従事しておられますし、おじいさん、おばあさんも今のところ農業に従事しておられ、仕事が回る状況です。〇〇さんは大変熱心な方ですので、これからいい梅畑にしてくれると思います。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。委員さんご苦労様でした。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようですので農地等売渡あっせん成立の報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は704㎡の内127.15㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫34.04㎡、転用面積127.15㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 はい、ないようでございますので報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号事業計画変更申請（農地法施行規則第53条）について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 12ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は681㎡の内356.53㎡、他1筆、合計6,865㎡の内466.57㎡、当初計画は賃借人〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容は運搬路356.53㎡、鉄塔工事用地110.04㎡、合計466.57㎡、工事期間は令和5年8月1日から令和6年3月31日までです。変更後の計画は賃借人〇〇〇、〇〇〇〇、事業内容の変更はございません。工事期間を当初の令和6年3月31日から令和6年6月30日まで延長し、また、〇〇〇〇の組織変更に伴い、賃借人の変更を行うものです。工事期間を変更する理由につきましては、協議終了後、工事を進めていく中で、鉄塔を新設する箇所の地盤が想定以上に強固であり、工程の遅れが生じてきているためです。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 はい、ないようでございますので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。2月の県の農業会議に提出致しました5条申請1件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しました。ここで、以前、お渡ししている地域計画の資料について、ご意見を賜りたいと思います。

(説明文の内容やアンケート用紙の内容について説明)

議 長 それでは、説明文や様式についてはご理解を得られたということで、今後の進め方については、まだ検討の余地がありますので、地域計画については以上とします。それから、能登半島地震の義援金について、皆さん方ご協力ありがとうございました。3月末までに送金をしたいと考えております。他に何かございませんか。無ければ、これで閉会といたします。長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。

午後4時18分終了